

第1部

基本的な考え方

第1部：基本的な考え方

1 PFIの概要

(1) PFIとは

PFI（Private Finance Initiative）とは、これまで公共が担ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間にゆだねることによって、公共サービスをより一層効率的かつ効果的に提供しようとする手法です。

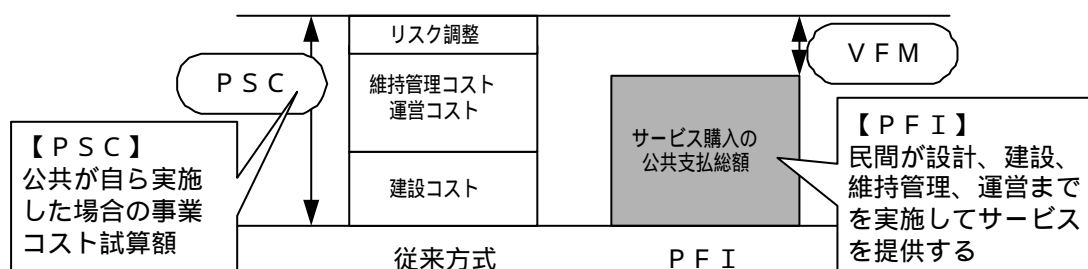
本手法は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用するとともに、公共が負担していたリスクを民間に適切に移転させることによってVFM（Value for Money：一定の支払い（公的財政負担）に対し、最も価値の高いサービスを提供するという考え方）の達成を目指します。

<VFMとは>

「民間事業者にゆだねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること」（国のPFI基本方針－3（1）資料編参照）

効率的かつ効果的な公共サービス提供を目指す概念・目標であるとともに、PFI事業の実現可能性・実施可否を判断するための評価基準でもあります。

ライフサイクルコスト(LCC)の比較によるVFM評価のイメージ



PSC：Public Sector Comparator

PSC > PFI事業のLCC

VFMがある

PFI導入可能性あり

PSC < PFI事業のLCC

VFMがない

PFI以外の手法検討

(PSC = PFI事業のLCC

PFI事業において公共サービス水準の向上が期待で

きればVFMがある。)

国はPFI導入にあたって踏まえるべきポイントを次のように整理しています。

21世紀を迎えるに当たり、本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者にゆだねることが求められている。

～ 国のPFI基本方針 前書き（抜粋） 資料編参照 ～

我が国においては、このような背景からPFIが注目され、取組みが進みました。

< 国の取組み >

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成9年11月 | 自民党「緊急国民経済対策（第2次）」において、はじめてPFI推進が国の政策として打ち出される |
| 平成10年2月 | 自民党「緊急国民経済対策（第4次）」において特別措置法の制定に向けた検討が位置付けられ、PFI推進調査会が設置される |
| 平成10年5月 | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案」（PFI法案）が議員立法により国会に上程されたが継続審議 |
| 平成10年9月 | 経済企画庁「PFI推進研究会」設置 |
| 平成11年7月 | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が23日可決成立し、同月30日公布 |
| 平成11年9月 | PFI法施行（24日） |
| 平成12年3月 | 内閣総理大臣がPFI法第4条に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（PFI基本方針）を定め、13日公布 |
| 平成13年1月 | 国のPFI推進委員会において
「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」
「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
をとりまとめ、22日に公表 |
| 平成13年7月 | 国のPFI推進委員会において
「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」
をとりまとめ、27日に公表 |
| 平成13年12月 | 改正PFI法が5日に可決・成立、同月12日に公布、施行
p.4 <PFI法の一部改正に関する概要> 参照 |

< P F I 事業における5原則3主義 >

国の基本方針では、P F I 手法導入の基本として5つの原則と3つの主義を掲げており、本市においてもこれを基本として事業を進めていきます。

公共性原則

P F I 事業は、市民ニーズの高い公共性のある事業が対象です。このような事業についてP F I 手法を導入する場合、市の責任や関与の範囲を明確にすることが重要です。

民間経営資源活用原則

P F I 事業では、民間の資金、経営能力及び技術的能力をできる限り活用できる事業の枠組みを想定するとともに、そのための条件を付与します。

効率性原則

P F I 事業では、民間事業者の自主性や創意工夫を尊重することによって、事業を効率的かつ効果的に実施することが可能となります。

公平性原則

P F I 手法を適用して実施する事業であることを市として決定する「特定事業の選定」の段階や、P F I 事業の担い手を選ぶ「民間事業者の選定」の段階において、公平性を担保することが必要です。

透明性原則

公共サービスとしての必要性やP F I を事業手法として採用するか否かを判断する事業の発案の段階から、事業の終了までのすべてのプロセスにおいて透明性を確保し、市としての説明責任を果たす必要があります。

客観主義

P F I 事業においては、各段階における検討や評価・決定にあたっては、客観性のある基準により行う必要があります。

契約主義

市とP F I 事業者の間では、当事者の役割やリスク()の適正な分担について明確にし、さらにそれらを契約書として明文化することになります。

独立主義

P F I 事業の実施を目的に設立された会社は、その親会社に対して法人格上の独立性を持つことで、P F I 事業としての安定性や継続性を確保することになります。また、複数の事業を実施している企業がP F I 事業者となった場合には、P F I 事業部門の経理をその他の部門の経理と区分して管理することも必要となります。

リスク

事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、天災などの様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ(リスク)があります。P F I では、これらのリスクを最も良く管理できる者がそのリスクを負担することとされています。

< P F I 法の一部改正に関する概要 >

平成 13 年 12 月の P F I 法の一部改正内容のうち、地方公共団体に関係するものは次のとおりです。この改正により P F I 事業の一層の促進とその円滑な実施を図ることが期待されます。

【改正内容のポイント】

行政財産の貸付けが可能となります

P F I 事業者の法的地位の安定や事業の長期間にわたる安定的な継続性を確保する観点から、P F I 事業の用に供するため、P F I 事業者に対し行政財産の貸付けを行うことができるようになりました(改正 P F I 法第 11 条の 2 第 4 項)。

改正前の取扱い

行政財産は、地方自治法上、貸付け、私権の設定等が原則として禁止されているため(第 238 条の 4 第 1 項)、公共施設等を民間が所有して P F I 事業を実施する場合(B O T 方式等)は、「行政財産の使用許可(原則として 1 年ごとに更新)」や「用途廃止した上で普通財産として貸付け」といった取扱いがなされていました。

民間収益施設等との合築も可能になります

P F I 事業に係る公共施設等と P F I 事業以外の他の事業に係る民間収益施設等との合築を行う場合、必要があると認められるときは、P F I 事業者に対し行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付けることができるようになりました(改正 P F I 法第 11 条の 2 第 5 項)。

また、P F I 事業終了後も、その民間収益施設について、行政財産である土地の貸付けの継続が認められる余地ができました(改正 P F I 法第 11 条の 2 第 6 項)。

これにより、土地の高度利用等による有効活用や民間事業者の事業機会拡大、さらには利便性の向上など P F I 事業の効用の拡大等に資することとなります。

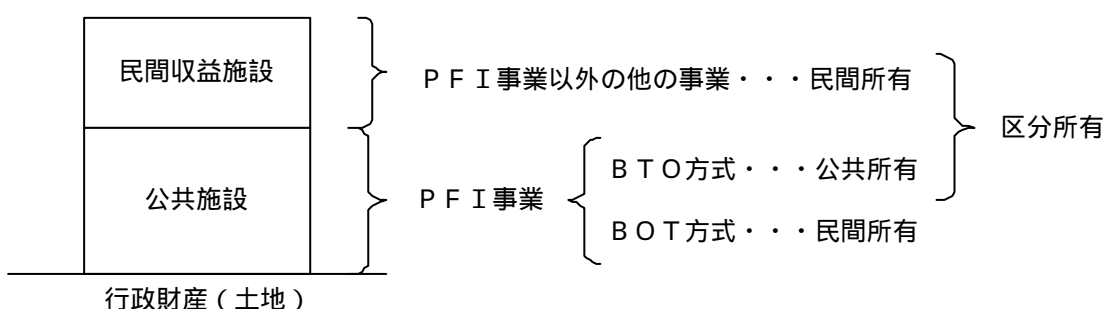
なお、整備される建物の扱いについては、

B O T 方式等：民間(P F I 事業者)が建物全体を所有して事業実施

B T O 方式等：公共所有(公共施設等部分) + 民間所有(民間収益施設等部分)

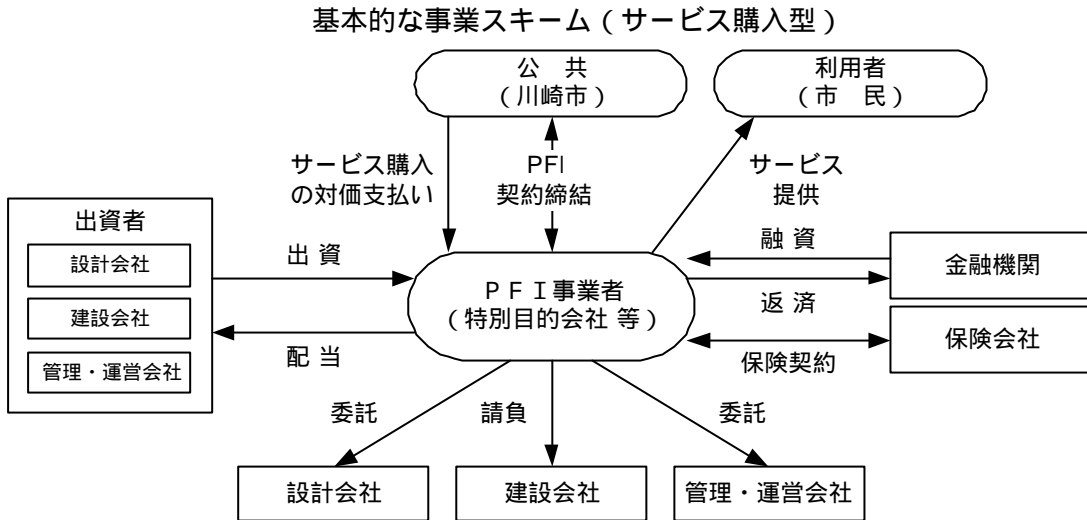
での区分所有の形態で事業実施(区分所有法適用：管理組合設立)

の大きく 2 つの形態が想定される点に留意が必要です。



（2）PFIにおける事業形態・分類

PFI事業では、個別の事業特性・内容に応じて、様々な専門分野の企業群で構成される体制（特別目的会社：SPC）によって事業を担うことが原則になります。



公共関与の度合いによる分類

PFIは、公共関与の度合いにより、一般的に次の3つの形態に分類されます。事業実施においては、それぞれ事業特性・性格や法規制、採算性や民間動向等を十分に踏まえ、VFMを実現できる事業スキームを構築することが重要になります。

サービス購入型 (PFIの主流)	事業者が設計、建設、維持管理、運営を行い、公共はそのサービスを購入し、対価を支払います。事業者は公共からの支払いにより資金を回収します。	
	海外事例 一般道路、学校、庁舎、病院、刑務所等	
	国内事例 大学、衛生研究所、美術館（神奈川県）、小学校（調布市）等	
ジョイントベンチャー型	公共と民間の両者の資金を用いて設計、建設、維持管理、運営を行い、運営を主に民間が担います。事業者は、補助金等の公的支援制度を活用するとともに、利用者からの利用料金収入により資金を回収します。	
	海外事例 有料道路、鉄道、病院等	
	国内事例 宿泊施設（神戸市）、余熱利用施設（福岡市）	
独立採算型	公共からの事業許可に基づき、事業者が設計、建設、維持管理、運営を行い、主に利用者からの利用料金収入により資金を回収します。	
	海外事例 有料橋、博物館、有料公園等	
	国内事例 港湾コンテナミル施設（北九州市）、駐車場（大阪府）	

各事業段階における公・民の関係による分類

事業方式については、設計、建設、運営、資金調達等の各事業段階における公共と民間の関係に着目して分類すると、次のように整理できます。

事業方式	設 計	建 設	所 有	運 営	資金調達
従来型事業	公	民	公	公	公
DB	民	民	公	公	公
BLT	民	民	民 公	公	民
DBO	民	民	公	民	公
BTO	民	民	公	民	民
BLO	民	民	民 公	民	(民)公
BOT	民	民	民 公	民	民(公)
BOO	民	民	民	民	民

民間にゆだねる領域が大きくなるほど、公共の負担するリスクは小さくなります。我が国におけるPFI事業の先行事例では、BOT及びBTOが一般的です。

DB (Design, Build)

民間に設計 (Design) と建設 (Build) を一括してゆだね、施設の所有、運営、資金調達を公共が行う方式 (設計施工一括発注方式)

BLT (Build, Lease, Transfer)

民間が建設 (Build) した施設を、公共に一定期間リース (Lease) し、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後、公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式

DBO (Design, Build, Operate)

民間に設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括してゆだね、施設の所有、資金調達については公共が行う方式で、公設民営の一類型

BTO (Build, Transfer, Operate)

民間が施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を直ちに公共に移転 (Transfer) した上で、民間が当該施設の運営 (Operate) を行う方式

BLO (Build, Lease, Operate)

民間が建設した施設 (Build) を、国庫補助金等を財源に公共が買い取り、民間にその施設をリース (Lease) し、民間が当該施設の運営 (Operate) を行う方式

BOT (Build, Operate, Transfer)

民間が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、契約期間にわたり運営 (Operate)・管理を行って資金回収を行った後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) する、PFIの代表的方式

BOO (Build, Own, Operate)

民間が施設を建設 (Build) し、そのまま保有 (Own) し続け、事業を運営 (Operate) する方式

（3）PFIにおける特徴点

PFI事業における特徴点は、従来型の事業手法と比較して、新規性、独自性、拡大性の観点から次のように整理することができます。

<新規性>：PFIによって新たに導入された考え方や視点・方法

サービス提供の重視	<p>従来のような施設整備のみではなく、施設の維持管理や運営を重視して事業の枠組みを固め、サービスの提供を行います。</p> <p>事業の運営段階を重視することは、サービス提供のあり方や仕組みそのものを中心に検討を進めることから、その効率性や効果を最大化するための工夫が、設計や建設段階にさかのぼって反映されるとともに、真に必要なサービスのニーズを的確に把握し、かつ弾力的に応える継続的な取組みを可能にするものであり、PFIの極めて重要なポイントです。</p>
事業期間の設定	<p>あらかじめ公共サービスとして提供する期間、すなわち、事業としての目標期間を設定し、事業展開の戦略性を確保します。</p> <p>期間を想定して事業を進めるという観点は、これまでの事業検討の中では必ずしも重視されてきませんでした。サービス提供の目的を明確化することや実施効果の評価においても不可欠な要件になります。</p>
ライフサイクルコストの重視	<p>設定された事業期間内において、設計、建設、維持管理、運営等に要する各種コストの総額（＝ライフサイクルコスト：LCC）の把握を重視します。</p> <p>各担当セクションで個別業務ごとに事業費を計上する非効率性を排除し、庁内の共通概念として共有化されることにより、中・長期的な財政効率化の取組みにつながります。</p>
一体的発注	<p>上記の3点に基づき、設計、建設、維持管理、運営までを一体的にゆだねる形態を原則とします。</p> <p>これにより、サービス提供における効率性や得られる効果を最大化するための目的や取組みが明確化され、VFMの実現が可能となります。</p>
VFMの実現	<p>個別の事業によって決まる効率性や効果に関する評価の枠組みに基づいたVFMの実現を重視します。VFMは、コスト縮減といった定量的な視点による評価のみならず、サービス内容の向上等質的評価も併せた総合的な評価に基づくことを原則とします。</p>

<独自性>：従来手法にも既に個別に取り入れられているが，PFI導入により，これらを包括的に扱うことで，さらに大きな成果が得られる考え方や視点・方法

性能水準要求	民間の技術・ノウハウや創意工夫ができる限り発揮されるようにするため，提案検討，事業展開の自由度を高める性能水準によって，要求するサービスの内容を整理します。事業者に対して要求するのは，あくまでもサービス水準であり，従来のような細かな仕様を規定することは，民間のノウハウや技術の発揮を阻害することになります。
総合評価	性能水準要求により，民間事業者からの提案に対して，コスト縮減等の効率性を重視するだけでなく，事業の継続性・安定性や魅力ある事業内容の質的評価を踏まえた総合的な評価を行います。
公・民リスク分担	事業において想定される各種のリスクについて，「リスクを最も良く管理できる者がそのリスクを負担する」という原則に基づき，公共と民間との分担を明確にします。「可能な限り多くのリスクを民間サイドに負担させる」ということではなく，公・民によるリスクや役割の分担は，対等な立場で検討・整理することが大切です。
契約原則	上記の要件を事業開始前の時点で，両者合意として契約によって明文化します。とりわけ，今後事業を実施するに際して起こりうる問題をできる限り洗い出し，さらには，そのような事態が生じた場合，誰がどのような形で対応するのかのルールづくりが主たるねらいであり，事業の継続性や安定性の確保，VFMの実現のために重要になります。
民間発案	民間からの積極的な提案を受け入れるとともに，公共サイドにとって魅力ある提案について採用していきます。民間の発想やアイデアを積極的に取り入れることは，事業実現の可能性を高めるだけでなく，行財政運営の改善，民間事業機会の拡大等様々な効果をもたらすこととなります。

<拡大性>：PFIを起点として事業化だけでなく様々な分野に広がる多面的な捉え方

柔軟な事業構築	行政の政策や施策を実現する手段である事業について，そのスキームや内容に応じて，公・民両者が各々享受するメリットの最大化を見据えた検討を行うことが必要になります。これにより，実現に向けた視点の領域や柔軟性が拡大するとともに，事業実施の効果に関する評価の枠組みも広がるなどの効果を期待することができます。
経営的視点に立った行財政運営の実現	PFI導入の大きなねらいは，行財政改革への貢献です。民間の事業戦略のあり方や事業展開におけるノウハウの活用等といった民間経営感覚を知る機会となり，行政サイドの意思決定プロセスの再構築や行政諸課題の解決に広く寄与します。
説明責任の遂行	PFI導入による事業化は，多くの踏まえるべきステップを経る必要がありますが，その明確なステップそのものが，公共の説明責任を果たすものであり，行政の透明性の確保にも寄与します。

（４）従来手法との相違点

PFIは、予算や契約などの面で、次のとおり従来手法とは異なった取扱いや特徴があります。

<p>予 算</p>	<p>PFI事業契約を締結する年次に事業終了までの債務負担行為を設定します。歳入歳出予算として計上するのは、運営が開始（事業者によるサービス提供が開始）されてからとなります。</p> <p>これにより施設建設時の多大な負担がなくなり、20～30年の長期にわたって財政負担(支出)の平準化が図られることとなります。</p> <p style="text-align: center;">次頁<長期的かつ戦略的な財政改革への視点>参照</p>
<p>発 注</p>	<p>従来のように業務ごとに分割するのではなく、設計、建設から維持管理、運営まで、民間にゆだねる部分を一括して発注することとなります。</p> <p>さらにその内容についても、従来の詳細な設計書・仕様書による発注から、いわゆる性能発注となり、民間の創意工夫やノウハウが、より発揮できることとなります。</p>
<p>契 約</p>	<p>公共側の仕様による価格重視の入札から、提供されるサービスの内容、質的側面や環境への配慮、施設のデザイン、地域経済効果など、価格以外の要素も評価に加える「総合評価一般競争入札」（地方自治法施行令第167条の10の2）や公募型プロポーザル方式などにより、学識経験者を加えた第三者からなる事業者選定委員会を経て、事業者を選定することとなります。</p> <p>また、一般に、応募する事業者側は、設計・建設・管理会社などの複数の企業からなるグループが事業提案を行い、選定された後は、当該事業を行うための特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立して、契約を締結します。</p>
<p>その他</p>	<p>契約内容<リスク分担の明確化>や資金調達<プロジェクトファイナンス>（ ），発注前の民間発案制度，従来手法によるライフサイクルコスト（PSC）とPFI事業のライフサイクルコストとのVFM比較評価の実施などが挙げられます。</p>

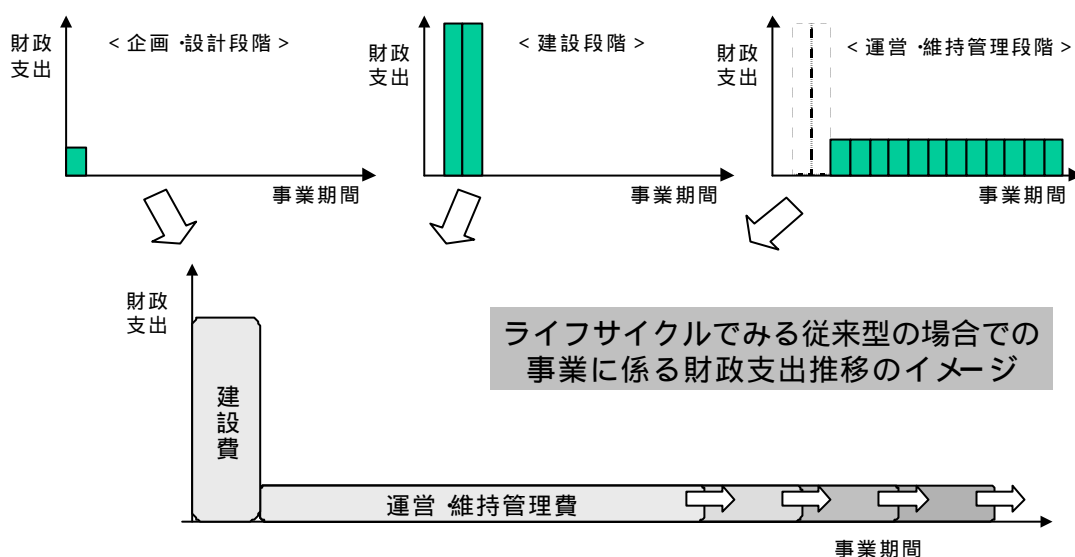
プロジェクトファイナンス

事業から生み出される収益のみを返済原資とする資金調達の手法であり、担保は事業に関連する資産(契約上の権利を含む)に限定され、親会社の保証、担保提供等は原則としてありません。PFI事業はプロジェクトファイナンスによる資金調達になじみやすいといわれており、実際に多くのPFI事業で行われています。

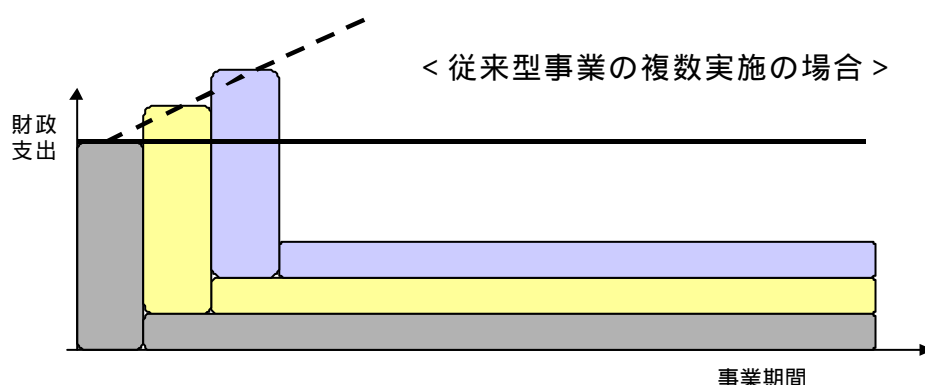
< 長期的かつ戦略的な財政改革への視点 >

PFI手法により、これまでの施設整備事業について企画・設計から運営までのすべての段階に要するライフサイクルコストで財政支出をみるが必要になりました。

1つの事業（事業単独）でみた場合、計画的に施設を整備（投資的経費を同じ規模で予算化）したとしても、運営・維持管理といったランニングコストの負担分だけ、毎年財政支出として自動的に増加していくこととなります。ライフサイクルの視点は、事業単独で捉えるだけでなく、複数実施（時期や規模）によって財政的に今後どのように推移するかをみることにもつながります。

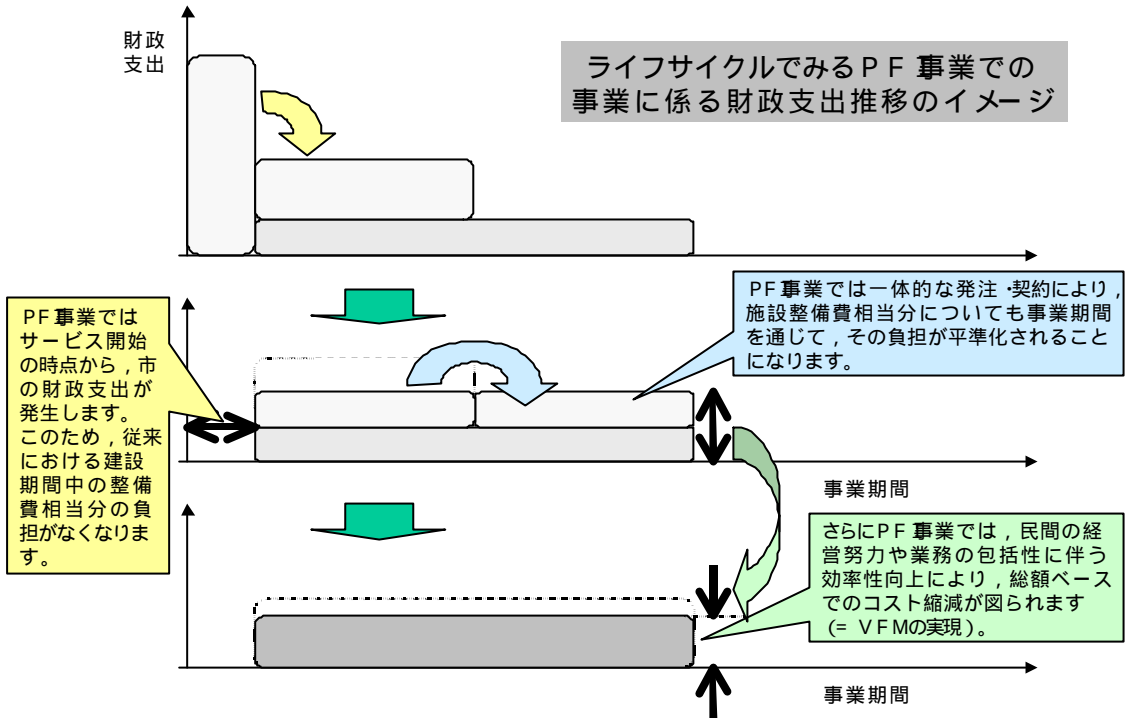


これまでは、結果的に税収の伸びにより、当該財政支出の増加を吸収することが可能でした。しかし、右肩上がりの財政状況の終焉とともに、こうした従来のような増分主義の考え方は望めなくなってきています。このため、今後増加するランニングコストと同額だけの事業を見直す（スクラップ&ビルド）か、財政支出の構造を抜本的に改革していく必要があります。

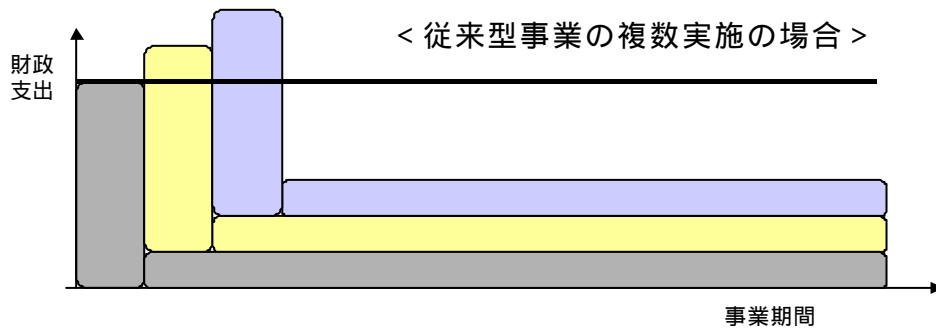
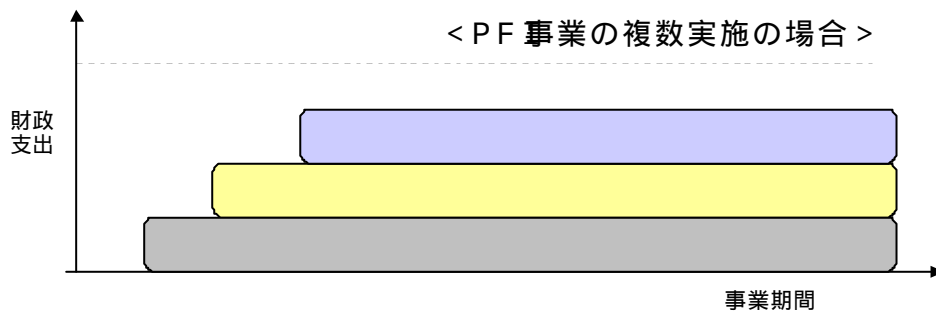


一方、財政的にPFIのメリットを整理すると、事業期間を通じた財政負担の平準化とともに、ライフサイクルコスト総額ベースでの縮減が図られる（=VFMの実現）

ことが挙げられます。



PFI事業の場合でも事業期間終了後、公共がサービス提供を行うためにランニングコストの負担は必要となりますが、PFI事業によるコスト縮減が反映されます。今後の長期的な財政支出推移の観点から、有効な政策形成を図るためには事業化だけでなく、行財政改革とセットで捉えるとともに、事業評価さらに政策評価といった観点にまで広げて検討していく必要があるといえます。



2 新事業手法(川崎版PFI)の概要

(1) 新事業手法の導入に向けて

PFIは、幅広い公共事業が対象とされている一方で、国の補助金制度、地方自治体の財産管理や事業に関する規制法制等の制約が存在しているのが現状です。その状況のもとにあって、本市においては、施設の設計、建設から維持管理・運営までを一体的に民間にゆだねるPFIの導入を基本としつつ、PFIの理念である民間のノウハウ等の活用、公・民のリスク分担等の考え方を活かした事業手法を積極的に導入するものとし、これらの事業手法を総称して「新事業手法」と呼びます。

PFIに限定せず、「新事業手法」という形で幅を持たせたことによって、柔軟で多様な事業手法の選択が可能となり、例えば、施設建設を伴わない事業(運営等のソフト事業)や施設の一部(設備等)に対する限定的な導入など、事業の資金調達、建設、維持管理、運営等の各段階で民間にゆだねることが可能な範囲を広く設定すること等により、様々な制約条件のもとであっても、新しい事業手法の適用可能性を幅広く検討し、多くの事業において、より効率的で質の高い公共サービスの提供を目指していくこととします。

平成13年1月には、「透明性・公平性の確保」と「情報の公開」を基調とした意思決定の手続きの明確化を図るため、本市におけるPFI等新事業手法導入に向けた基本的な考え方・方向性をまとめた「川崎市における新事業手法導入に関する基本方針」(川崎版PFI基本方針)を策定・公表し、併せて候補事業の公表も行っています。

資料編参照：川崎版PFI基本方針

<本市の取組み>

- 平成11年7月、PFIなど新たな事業手法について検討するため、庁内関係部局の課長クラスからなる「川崎市新事業手法検討会議」(座長：総合企画局企画部長)を設置
- 平成12年6月、川崎版PFI基本方針の策定及び候補事業の選定に向けた検討を行うため、有識者5人からなる「川崎市新事業手法検討委員会」(座長：黒川和美 法政大学経済学部教授)を設置
- 平成13年1月、「川崎市における新事業手法導入に関する基本方針」(川崎版PFI基本方針)を策定し、候補事業(6事業)とともに公表

（2）新事業手法の基本的な考え方

本市においては、次に掲げる認識に基づき、PFI法等の関係法令及び国の「PFI基本方針」等を踏まえつつ、本市において実施される事業の執行にPFI等の新事業手法の導入を検討していくものとします。

市の実施する事業・施策に対して、情報の公開や事業実施過程の透明性・公平性の確保が求められており、事業手法検討段階から事業終了に至るまでのプロセスを明確にし、個別事業のライフサイクルコストを明らかにします。

財政構造の再構築，行財政運営の効率化，市民サービスの向上といった観点から，PFIが従来型かではなく，様々な事業手法を比較検討するプロセスを経ることにより，諸条件のもとで当該事業に最も適した事業手法を選択していきます。

本市において新規に事業を実施する際には、「総合政策評価システム」との連携を図りながら，本指針に沿って，事業手法の検討を行っていきます。

なお，ライフサイクルでの事業の考察，公共と民間の役割分担の明確化，民間の視点を取り入れた評価・検討，望ましい契約手法の検討などを行うことにより，たとえ，新事業手法の導入に至らず，従来の手法を選択したとしても，コスト縮減や効率的かつ効果的な市民サービスの提供などが期待でき，取組みの成果は，本市の行財政運営の改善に大きく寄与するものと考えます。

市は，事業の発注者であると同時に，様々な事業手法の比較検討を行う市内部の「仮想競争市場」における「入札参加者」でもあるということが出来ます。

市はPFIとのVFM比較評価にあたって，PSCとして従来手法によるライフサイクルコストを示していかなければなりません。

法的な制約要件等を除き，「仮想競争市場」で市（従来手法）が「落札」（手法決定）するためには，PFIなど他の手法との比較において，過大な設備投資や人員配置等があった場合にはこれを見直すなど，効率的な運営の工夫なくしては成り立ちません。したがって，市の仕様（当初計画）そのものを関係部局との連携・調整のもとに改めて点検するとともに，ライフサイクルコストの積算にフィードバックさせ，PSC自体を縮減させていくことが，本市における取組みの重要なポイントとなります。

（3）新事業手法の特徴点

新事業手法の特徴点は、次のように整理されます。

全庁的な検討体制による幅広い対象範囲の検討

行財政運営の効率化，市民サービスの向上といった観点から，市総合計画の中期計画事業すべてを検討の起点とし，PFIが従来型かの二者択一ではなく，諸条件のもとに最も適した手法の選択を行います。

「総合政策評価システム」との連携

新事業手法によって実施する事業は，実施の必要性や緊急性が高いものであることが前提であり，評価システムによって事業化が必要とされた市総合計画の中期計画事業を検討の対象に据え，様々な評価の視点を経て事業を抽出します。

候補事業の公表

PFI法の規定では，実施方針の段階で対外的に公表されることとなりますが，本市では，より早い段階（原則として中期計画策定時）に，今後導入に向けて具体的に検討を進める事業を候補事業として公表します。

民間発案の受付

PFI法に定める民間発案には詳細な規定がないことから，市独自の発案要件を設定し，原則として，公表された候補事業を発案対象とするとともに，受付窓口を一本化する体制によって対応を行います。

資料編参照：民間発案受付に係る様式例

第三者機関の設置

事業者選定基準の策定，事業者の選定，事業実施の監視等の各段階において設置し，透明性・公平性の確保を図るものとします。

< 総合政策評価システムとの連携 >

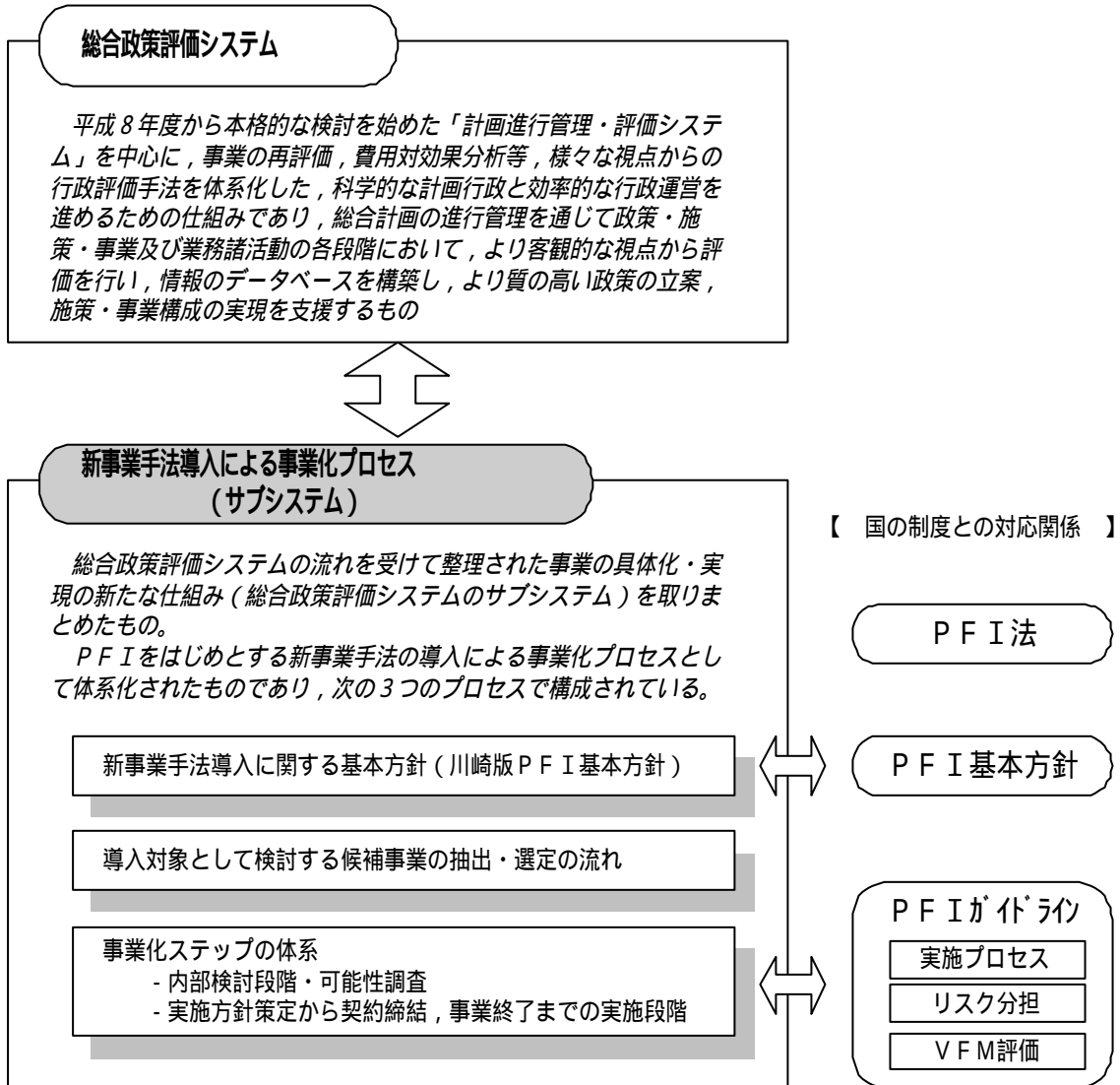
本指針は、本市におけるPFI等新事業手法導入に向けた基本的な考え方・方向性をまとめた「川崎市における新事業手法導入に関する基本方針」（川崎版PFI基本方針）に基づき、

- 導入対象として検討する候補事業の抽出・選定の体系
- 実施判断後の事業化ステップの体系

で構成された「新事業手法導入による事業化プロセス」を取りまとめたものです。

これは以下に示すように、本市の「総合政策評価システム」に組み込まれる“サブシステム”として位置付けられるものとなります。

「総合政策評価システム」と「新事業手法導入による事業化プロセス」の関係図



3 候補事業の抽出・選定の基本的考え方

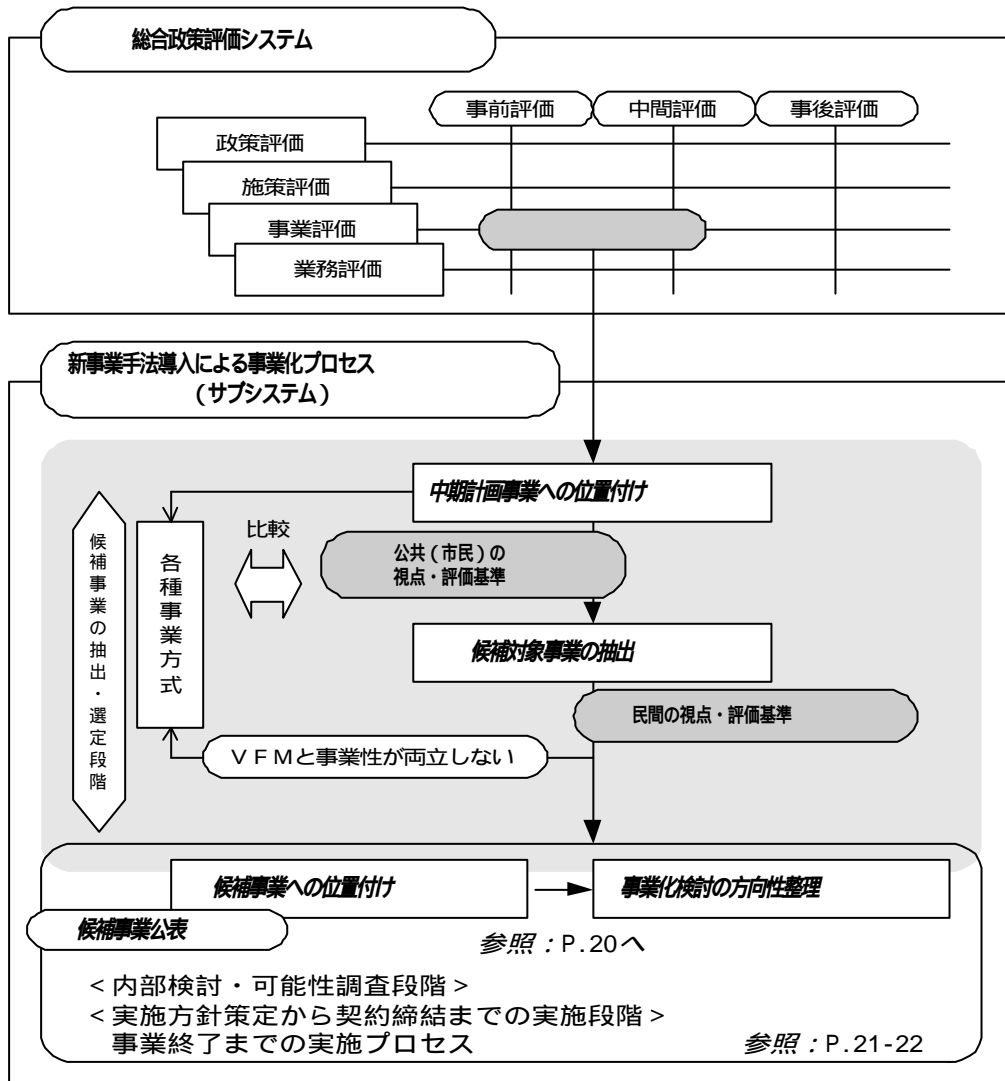
(1) 候補事業選定・公表までの流れ

本市においては、事業の実施過程の透明性・公平性を確保する観点から、今後どのような事業を対象として、具体的に新事業手法の導入について検討するのかをあらかじめ絞り込み、その結果を「候補事業」として公表します。

なお、これら候補事業の選定・公表に至るまでの各事業の評価・抽出（内部検討）は、新事業手法検討会議を中心に、原則として中期計画の策定及びローリング時に一括して行いますが、規制緩和や制度改正、事業の進捗等の状況によっては中期計画以外の事業も含め、随時行っていきます。

これにより、民間事業者の発案対象が明確になり、積極的な発案を促すこと等によって検討の効率化を図ることも期待できることとなります。

候補事業選定・公表までの流れ



（2）検討項目とその視点

公共（市民）の視点・評価基準による選定

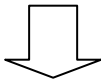
候補事業の選定にあたっての公共（市民）側からの視点・評価基準は、新たな事業手法を導入して事業を推進することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営を効率的かつ効果的に実施し、もって市民サービスの向上に資することができることを基本的な考え方とし、以下のような評価の視点をもとに項目設定して一次評価を行います。

- ・ 公共が自ら実施すべき事業か、民間事業者にゆだねることが適切な事業かどうか
- ・ 民間事業者にゆだねる場合、どのような形で、どの段階までゆだねることができるか

< 評価項目 >

評価検討の流れでは、「絞り込み」、「時限性」、「制約度」、「適応度」の大きく4つの観点から整理を行います。

【絞り込み】
除外事項



- ・ 既に着手している事業
- ・ 事業主体が本市以外の事業又はあらかじめ事業者が特定されている事業若しくは他の主体と協調して推進する事業
- ・ 従来から計画的に推進されているため、事業継続性やネットワーク性を保持すべき事業（単体での整備が困難な事業）
- ・ 既存施設等の効用保全のみ、既存事業内容の改善のみ等
- ・ 補助・助成金、負担金及び融資等
- ・ 計画策定、制度創設等
- ・ 保健・医療・福祉等のサービス、相談業務等
- ・ 調査・研究、普及・啓発及び育成等

【時限性】

民間から発案を募る段階では、行政が求めるサービスの仕様について、その水準や基準を明確にする必要があります。

そのため、事業検討の熟度が低く、導入機能等が明らかでない事業や、逆に既に実施設計段階にあるような熟度の高い事業、その他に事業実施の緊急度が高く、時間的に事業手法を熟考する余地がない事業については対象外とします。

【制約度】	個別事業の中で制約条件を有する（又は持つ可能性がある）ものについては、関連法規制の解釈や運用上の規制緩和等の動向を逐次捕捉しつつ、発注者（公共）側における発注方法や発注内容の工夫により、導入の可能性を高める検討を行う必要があります。	
公権力性	広く市民の権利・自由を規制するものとして、例えば、市税の賦課、徴収等のように公共の強力な関与が必須となるものは、民間にとって制約が大きいといえます。	
法規制	法規上、事業主体が公的部門に限定されているものについては、民間にとって制約が大きいといえます。今後、法改正や運用上の特別措置等といった動向捕捉が適宜必要です。	
政策的要素	政策上、相当の制約が生じる事業や、採算面を度外視した政策的事業、効率性より住民との調整を図りながら市民参加型で進めて行くことが求められる事業は、民間にとって制約が大きいといえます。	
注目すべきリスク	例えば、周辺住民の反対が生じ事業進捗に大きく影響を及ぼす可能性が高い、利害調整が難航すると予想される事業、市民の生命の安全や財産を確保する上で極めて影響度が大きい事業等については、公共が本来負うべきリスクとして捉え、導入は慎重に検討する必要があります。	
事業規模	事業規模が大きいほど内在するリスクが大きくなること、逆に小さいと効率性を追求する余地が限定されることなどを勘案する必要があります。	
その他考慮すべき要素	例えば、現有職員削減等の雇用問題に直接的影響を及ぼす事業、現有職員の取扱いに関する政策的判断が必要となる事業などは、民間の事業範囲の大きな制約条件となるため、手法導入には慎重な検討が求められます。	
【適応度】	主に民間サイドが事業を評価する際に用いる視点に立って、新事業手法により事業の一層の効率化や市民サービスの向上がどの程度期待できるかを評価します。新事業手法によるメリットを具体的に想定することが難しい事業は、発注対象部分の絞り込み等により、メリットが見込めるような事業形態のあり方について検討を行う必要があります。	
民活導入の期待度合い	民活導入のメリットを明らかにするために、事業のどの部分にどのような形で活用するか（期待するか）について、事業の段階（資金調達、設計、建設、運営・維持管理）に分けて具体的に検討する必要があります。	
既存制度との比較優位性	既存の制度的な枠組みの中で有利となる事業スキーム等が存在する場合、既存制度を採用するほうが望ましいことを考慮する必要があります。	
マーケット対応力	事業をできる限り外部に出していくことを想定した場合、その受け皿（民間マーケット）の有無や成熟度等を把握することは重要です。とりわけ、マーケットにおける健全性や競争性が確保されない場合、従来型の事業スキームとの差が明確にならないことになります。	

資料編参照：候補事業の抽出に関する検討シート

この中でとりわけ制約度，適応度に関して厳密な評価を行うことが難しいことも想定されるため，評価の度合いに応じて，以下のような候補事業の分類を行い，候補優先度を整理します。

対象事業のグループ分類

		制約度	
		おおむね問題ない	やや考慮すべき点あり
適応度	おおむね問題ない	Aグループ	B'グループ
	やや考慮すべき点あり	Bグループ	Cグループ

グループ	特性	事業手法のイメージ
A	制約となる事項が少なく適性も高い	BOT，BTO方式等の導入
B	制約は少ないが，適性は低い	発注方式に創意工夫が必要。公設民営をはじめ部分的発注の導入
B'	制約となる事項があるが，適性は高い	規制範囲内の事業手法。箱物中心の整備におけるPFI事業，リース方式等の導入
C	導入不可能ではないが，クリアすべき課題が多い	候補事業には挙がるが，具体化に向けて更なる検討深化が必要

民間の視点・評価基準による選定

民間による事業参画の判断視点は，事業の自由度が確保されている，リスク分担が妥当である，実施に係る公共支援メニューといった観点に加え，事業採算性や収益性がどの程度であるかが重要なポイントとなります。可能性調査に先立って，以下のような点で眺めることも重要になります。

- < 視点 >
- 既に民間企業からの関心・問い合わせを受けた
 - 民間企業が同類分野・領域で新しい提案を行っている
 - 他自治体等での類似事例が存在している（事例研究を実施）
 - 想定するサービス提供先が，民間マーケットと大きな差異がない
 - 事業に内在するリスクの一部を民間に移転することが可能になる等